

2013 年漁業センサス結果報告書
海面漁業調査(漁業経営体調査)
静岡県結果報告

平成 27年3月

静岡県企画広報部情報統計局統計調査課

は　じ　め　に

漁業センサスは、水産行政施策に必要な基礎資料を整備することを目的として行われる漁業に関する総合的な調査で、昭和24年から始まり今回で13回目となりました。

この報告書は、平成25年11月1日現在で実施した2013年（第13次）漁業センサスの結果の内、静岡県で実施した海面漁業調査（海面漁業経営体調査）の分をとりまとめたものです。

今回の調査では、調査対象名簿の作成において、漁船登録データを活用し、内容の充実に努めました。

本書が、本県漁業の振興のために各方面において広く活用されれば幸いです。

この調査の実施に当たり多大な御協力をいただきました漁業関係者の皆様をはじめ、関係各位に対しまして、厚くお礼申し上げますとともに、今後とも本調査に御協力くださいますようお願いいたします。

平成27年3月

静岡県企画広報部情報統計局統計調査課長

伊熊 修

目 次

利用者のために	1
---------	---

【調査結果の概要】

海面漁業経営体調査

1 漁業経営体

(1) 漁業種類別経営体数	7
(2) 経営組織別経営体数	8
(3) 経営体階層別経営体数	9
(4) 漁獲物・収獲物の出荷先	11
(5) 漁獲物・収獲物の販売金額	12

2 個人経営体

(1) 専兼業別経営体数	12
(2) 個人経営体の兼業状況	13
(3) 基幹的漁業従事者の性別、年齢別経営体数	14
(4) 自営漁業の後継者の有無別経営体数	14

3 漁業就業者

(1) 漁業就業者数	15
(2) 自営・雇われ別漁業就業者数	16
(3) 新規就業者数	16
(4) 性別・年齢別漁業就業者数	17

4 漁船

	18
--	----

5 市町の状況

(1) 漁業経営体数	20
(2) 漁業就業者数	20
(3) 動力漁船隻数	21

【統計表】

I 海面漁業経営体調査に関する統計

1 漁業経営体統計（経営体階層別統計）

(1) 漁業経営体の基本構成	26
(2) 経営組織別経営体数	27
(3) 主とする漁業種類別経営体数	28
(4) 営んだ漁業種類別経営体数	32
(5) 営んだ漁業種類別経営体数（地方選定漁業種類別経営体数）	36
(6) 11月1日現在の海上作業従事者数別経営体数	37
(7) 漁獲物・収獲物の販売金額別経営体数	38
(8) 出荷先別延べ経営体数	39

2 個人経営体統計（経営体階層別統計）

(1) 11月1日現在の海上作業従事者構成別経営体数	40
(2) 家族・雇用者別11月1日現在の海上作業従事者数別経営体数	41
(3) 漁業の主従別営んだ兼業種類別経営体数	42
(4) 自営漁業の専兼業別経営体数	44
(5) 漁業のみの経営体数	44

(専業別・基幹的漁業従事者の年齢階層別統計)

- (1) 自営漁業に従事した世帯員数別経営体数 45
- (2) 漁獲販売金額別経営体数 46

3 海面養殖業経営体統計

(ぶり類養殖)

- (1) ぶり類養殖を主とする経営体の11月1日現在の海上作業従事者数別経営体数 47
- (2) ぶり類養殖を営んだ経営体の採捕・養殖の組合せ別経営体数及び養殖面積 47

(まだい養殖)

- (1) まだい養殖を主とする経営体の11月1日現在の海上作業従事者数別経営体数 48
- (2) まだい養殖を営んだ経営体の採捕・養殖の組合せ別経営体数及び養殖面積 48

(ひらめ養殖)

- (1) ひらめ養殖を主とする経営体の11月1日現在の海上作業従事者数別経営体数 49
- (2) ひらめ養殖を営んだ経営体の採捕・養殖の組合せ別経営体数、養殖施設及び養殖面積 49

(かき類養殖)

- (1) かき養殖を主とする経営体の11月1日現在の海上作業従事者数別経営体数 50
- (2) かき養殖を営んだ経営体の採捕・養殖の組合せ別経営体数及び養殖面積 50

(わかめ類養殖)

- (1) わかめ養殖を主とする経営体の11月1日現在の海上作業従事者数別経営体数 51
- (2) わかめ養殖を営んだ経営体の採捕・養殖の組合せ別経営体数及び養殖面積 51

(のり類養殖)

- (1) のり類養殖を主とする経営体の11月1日現在の海上作業従事者数別経営体数 52
- (2) のり類養殖を営んだ経営体の採捕・養殖の組合せ別経営体数及び養殖面積 52

4 漁業就業者統計 (経営体階層別統計)

- (1) 個人経営体出身、自営漁業のみの海上作業従事日数別漁業就業者数 53
- (自営・漁業雇われ区分 (漁業就業者) 別統計)

- (2) 男女別・年齢階層別漁業就業者数 54

(年齢階層 (漁業就業者) 別統計)

- (3) 個人経営体出身、自営漁業のみの漁業層別漁業就業者数 54
- (4) 個人経営体出身、自営漁業のみの沿岸、沖合・遠洋別漁業就業者数 54

5 漁業世帯員 (個人経営体出身) 統計 (経営体階層別統計)

- (1) 15歳以上の漁業従事世帯員の主とする就業状況別世帯員数 55

6 漁船に関する統計 (経営体階層別統計)

- (1) 漁船隻数・動力漁船トン数規模別隻数 56

II 海面漁業経営体調査に関する市町別統計

1 漁業経営体統計

- (1) 漁業経営体の基本構成 60
- (2) 経営組織別経営体数 62
- (3) 経営体階層別経営体数 64
- (4) 主とする漁業種類別経営体数 72
- (5) 営んだ漁業種類別経営体数 80
- (6) 営んだ漁業種類別経営体数 (地方選定漁業種類別経営体数) 88
- (7) 11月1日現在の海上作業従事者数別経営体数 90
- (8) 漁獲物・収獲物の販売金額別経営体数 92
- (9) 出荷先別延べ経営体数 94

2 個人経営体統計

- (1) 自営漁業の専業別経営体数 96

(2) 漁業の主従別営んだ兼業種類別経営体数	96
(3) 漁業のみの経営体数	97
(4) 基幹的漁業従事者の年齢階層別経営体数	100
(5) 営んだ兼業種類別経営体数（民宿・遊漁船業を行う経営体数及び利用者数）	102
(6) 自営漁業の後継者の有無別経営体数	104

3 漁業就業者統計

(1) 自営・雇われ別漁業就業者数	106
(2) 男女別・年齢階層別漁業就業者数	106

4 漁船に関する統計

(1) 漁船隻数・動力漁船トン数規模別隻数	110
-----------------------	-----

参 考

Ⅲ 海面漁業経営体調査に関する都道府県別統計

1 漁業経営体統計

(1) 漁業経営体の基本構成	116
(2) 経営組織別経営体数	117
(3) 経営体階層別経営体数	118
(4) 主とする漁業種類別経営体数	122
(5) 営んだ漁業種類別経営体数	126
(6) 11月1日現在の海上作業従事者数別経営体数	130
(7) 漁獲物・収獲物の販売金額別経営体数	131
(8) 出荷先別延べ経営体数	132

2 個人経営体統計

(1) 自営漁業の専兼業別経営体数	134
(2) 漁業の主従別営んだ兼業種類別経営体数	134
(3) 漁業のみの経営体数	135
(4) 基幹的漁業従事者の年齢階層別経営体数	136
(5) 営んだ兼業種類別経営体数（民宿・遊漁船業を行う経営体数及び利用者数）	137
(6) 自営漁業の後継者の有無別経営体数	138

3 漁業就業者統計

(1) 自営・雇われ別漁業就業者数	140
(2) 男女別・年齢階層別漁業就業者数	140

4 漁船に関する統計

(1) 漁船隻数・動力漁船トン数規模別隻数	142
-----------------------	-----

利用者のために

【調査の概要】

1 調査の目的

2013年漁業センサスは、漁業の生産構造、就業構造及び漁村、水産物流通・加工業等の漁業を取りまく実態を明らかにするとともに、水産行政の推進に必要な基礎資料を整備することを目的として実施した。

2 根拠法規

漁業センサスは、統計法（平成19年法律第53号）、統計法施行令（平成20年政令第334号）、漁業センサス規則（昭和38年農林省令第39号）及び平成15年5月20日農林水産省告示第776号（漁業センサス規則第6条第4項の農林水産大臣が定める調査票等を定める件）に基づく基幹統計調査である。

3 調査体系の概要

調査の種類	調査の系統	調査の方法
海面 漁業調査	農林水産省 ↓ 都道府県 ↓ 市区町村 ↓ 調査員	自計申告調査 (面接調査も可)
	漁業管理組織調査	
	海面漁業地域調査	
内水面漁業調査	農林水産省 ↓ 地域センター等 ↓ 調査員	自計申告調査又は オンライン調査
流通加工調査		

4 調査の対象（海面漁業調査）

・漁業経営体調査

海面に沿う市区町村及び漁業法（昭和24年法律第267号）第86条第1項の規定により農林水産大臣が指定した市区町村（以下「沿海市区町村」という。）の区域内にある海面漁業に係る漁業経営体

5 調査事項（海面漁業調査）

・漁業経営体調査

- (1) 漁業種類、使用漁船、養殖施設その他漁業経営体の経営の状況
- (2) 個人経営体の世帯の状態及び世帯員の漁業就業日数その他の就業状況

6 調査の期日

平成25年11月1日現在で実施した。

7 調査方法

統計調査員が、調査対象経営体に対し調査票を配布・回収を行う自計報告調査（被調査者が自ら回答を調査票に記入する方法）の方法により行った。

ただし、調査対象経営体から面接調査の申出があった場合には、統計調査員による調査対象者に対する面接調査の方法をとった。

【利用上の注意】

- 1 この報告書は、平成 25 年 11 月 1 日現在で実施した「2013 年漁業センサス」のうち、海面漁業調査（漁業経営体調査）について、平成 26 年 12 月 25 日に国が公表した結果（確定値）に基づき、静岡県分を取りまとめたものである。

（なお、海面漁業調査（漁業管理組織調査、海面漁業地域調査）、内水面漁業調査及び流通加工調査の調査結果については農林水産省ホームページをご覧ください。）

- 2 各項目の数値は単位未満を四捨五入しているため、内訳と計が一致しない場合があり、比率は小数点以下第 2 位で四捨五入した。

また、構成比の数値は小数点以下第 2 位を四捨五入しているため、合計が 100%にならない場合がある。

- 3 本文中及び統計表中の記号・表示については以下のとおり

「-」：事実のないもの

「0」：四捨五入による単位未満のもの

「△」：負数又は減少したもの

「…」：事実不詳

「x」：個人又は法人、その他の団体に関する秘密を保護するため、統計数値を公表しないもの

- 4 秘匿措置について

統計調査結果について、調査対象数が 2 以下の場合には調査結果の秘密保護の観点から、該当結果を「x」表示とする秘匿措置を施している。

なお、全体（計）からの差引きにより秘匿措置を講じた当該結果が推定できる場合には、本来秘匿措置を施す必要のない箇所についても「x」表示としている。

【用語等の解説】

海面漁業経営体調査

海面漁業	海面（浜名湖、中海、加茂湖、猿澗湖、風蓮湖及び厚岸湖を含む。）において営む水産動植物の採捕又は養殖の事業をいう。
過去1年間	平成24年11月1日～平成25年10月31日の期間
漁業経営体	過去1年間に利潤又は生活の資を得るために、生産物を販売することを目的として、海面において水産動植物の採捕又は養殖の事業を行った世帯又は事業所をいう。 ただし、過去1年間における漁業の海上作業従事日数が30日未満の個人経営体は除く。
経営組織	漁業経営体を経営形態別に分類する区分をいう。
個人経営体	個人で漁業を自営する経営体をいう。
団体経営体	個人経営体以外の漁業経営体をいい、会社、漁業協同組合、漁業生産組合、共同経営、その他に区分している。
会社	会社法（平成17年法律第86号）第2条第1項に基づき設立された株式会社、合名会社、合資会社及び合同会社をいう。なお、特例有限会社は株式会社に含む。
漁業協同組合	水協法第2条に規定する漁業協同組合（以下「漁協」という。）及び漁業協同組合連合会（以下「漁連」という。）をいう。
漁業生産組合 共同経営	水協法第2条に規定する漁業生産組合をいう。 二つ以上の漁業経営体（個人又は法人）が、漁船、漁網等の主要生産手段を共有し、漁業経営を共同で行うものであり、その経営に資本又は現物を出資しているものをいう。
その他	都道府県の栽培漁業センターや水産増殖センター等、上記以外のものをいう。
経営体階層	漁業経営体が「過去1年間に主として営んだ漁業種類」又は「過去1年間に使用した漁船のトン数」により、次の方法により決定した。 (1) 過去1年間に主として営んだ漁業種類（販売金額1位の漁業種類）により決定した経営体階層。 大型定置網、さけ定置網、小型定置網及び海面養殖の各階層。 (2) 過去1年間に使用した漁船の種類及び動力漁船の合計トン数（動力漁船の合計トン数には、遊漁のみに用いる船、買いつけ用の鮮魚運搬船等のトン数は含まない。）により決定した経営体階層。 上記(1)以外の経営体は、使用漁船の種類及び使用動力漁船の合計トン数により、漁船非使用、無動力漁船、船外機付漁船、動力1トン未満から動力3,000トン以上の階層までの16経営体階層を決定した。
漁業層	
沿岸漁業層	漁船非使用、無動力漁船、船外機付漁船、動力漁船10トン未満、定置網及び海面養殖の各階層を総称したものをいう。
中小漁業層	動力漁船10トン以上1,000トン未満の各階層を総称したものをいう。
大規模漁業層	動力漁船1,000トン以上の各階層を総称したものをいう。

漁業種類	漁業経営体が営んだ漁業種類（53種類。具体的には48～53ページの表頭項目のとおり。）をいう。
営んだ漁業種類	漁業経営体が過去1年間に営んだ全ての漁業種類をいう。
漁獲物・収穫物の販売金額	過去1年間に漁獲物又は海面養殖の収穫物を販売した金額（消費税を含む。）をいう。
出荷先	過去1年間に漁獲物・収穫物を漁業経営体が直接出荷した相手先をいう。
漁業協同組合の市場又は荷さばき所	漁協が開設している卸売市場又は漁協の荷さばき所へ出荷している場合をいう。
漁業協同組合以外の卸売市場	漁協以外が開設している卸売市場（中央卸売市場を含む。）へ出荷している場合をいう。
流通業者・加工業者	卸売問屋等流通業者、加工業者等へ出荷している場合をいう。
小売業者	スーパー（量販店を含む。）や鮮魚商等へ出荷している場合をいう。
生協	生協へ出荷している場合をいう。
直売所	直売所、道の駅等で場所を借りて販売している場合をいう。
自家販売	自家店舗、通販、インターネット販売、行商などで販売している場合をいう。
その他	上記以外の場合をいう。
漁業就業者	満15歳以上で過去1年間に漁業の海上作業に年間30日以上従事した者をいう。
自営漁業のみ	漁業就業者のうち、自営漁業のみに従事し、共同経営の漁業及び雇われての漁業には従事していない者をいう。（漁業以外の仕事に従事したか否かは問わない。）
漁業雇われ	漁業就業者のうち、「自営漁業のみ」以外の者をいう（漁業以外の仕事に従事したか否かは問わない。）
新規就業者	過去1年間に漁業で恒常的な収入を得ることを目的に主として漁業に従事した者で、①新たに漁業を始めた者、②他の仕事が主であったが漁業が主となった者、③普段の状態が仕事を主としていなかったが漁業が主となった者のいずれかに該当する者をいう。 なお、個人経営体の自営漁業のみに従事した者については、前述のうち海上作業に30日以上従事した者を新規就業者とした。
漁業従事者	満15歳以上で、11月1日現在で海上作業に従事した者
漁船	過去1年間に経営体が漁業生産のために使用したものをいい、主船のほかに付属船（まき網における灯船、魚群探索船、網船等）を含む。 ただし、漁船の登録を受けていても、直接漁業生産に参加しない船（遊漁のみに用いる船、買いつけ用の鮮魚運搬船等）は除く。 なお、漁船隻数の算出に当たっては、上記のうち調査日現在保有しているものに限定している（重複計上を回避するため。）
無動力漁船	推進機関を付けない漁船をいう。
船外機付漁船	無動力漁船に船外機（取り外しができる推進機関）を付けた漁船をいい、複数の無動力漁船に1台の船外機を交互に付けて使用する場合には、そのうち1隻を船外機付漁船、他を無動力漁船とした。

動力漁船	推進機関を船体に固定した漁船をいう。なお、船内外機船（船内にエンジンを設置し、船外に推進ユニット（プロペラ等）を設置した漁船）については動力漁船とした。
漁業の海上作業	<p>(1) 漁船漁業では、漁船の航行、機関の操作、漁労、船上加工等の海上における全ての作業をいう（運搬船など、漁労に関して必要な船の全ての乗組員の作業も含める。したがって、漁業に従事しない医師、コック等の乗組員も海上作業従事者となる。）。</p> <p>(2) 定置網漁業では、網の張り立て（網を設置することをいう。）、取替え、漁船の航行、漁労等海上における全ての作業及び陸上において行う岡見（定置網に魚が入るのを見張ること。）をいう。</p> <p>(3) 地びき網漁業では、漁船の航行、網の打ち回し、漁労等海上における全ての作業及び陸上の引き子の作業をいう。</p> <p>(4) 漁船を使用しない漁業では、採貝、採藻（海岸に打ち寄せた海藻を拾うことも含める。）等をする作業をいう（潜水も含む。）。</p> <p>(5) 養殖業では、次の作業をいう。</p> <p>ア 海上養殖施設での養殖</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 漁船を使用しての養殖施設までの往復 ② いかだや網等の養殖施設の張立て並びに取り外し ③ 採苗（さいびょう）、給餌作業、養殖施設の見回り、収獲物の取り上げ等の海上において行う全ての作業 <p>イ 陸上養殖施設での養殖</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 採苗、飼育に関わる養殖施設（飼育池、養成池及び水槽等）での全ての作業 ② 養殖施設（飼育池、養成池及び水槽等）の掃除 ③ 池及び水槽の見回り ④ 給餌作業（ただし、餌料配合作業（餌作り）は陸上作業とする。) ⑤ 収獲物の取り上げ作業
個人経営体の専業分類	個人経営体（世帯）として、過去1年間の収入が自営漁業からのみあった場合をいう。
専業	個人経営体（世帯）として、過去1年間の収入が自営漁業以外の仕事からもあり、かつ、自営漁業からの収入がそれ以外の仕事からの収入の合計よりも大きかった場合をいう。
第1種兼業	個人経営体（世帯）として、過去1年間の収入が自営漁業以外の仕事からもあり、かつ、自営漁業以外の仕事からの収入の合計が自営漁業からの収入よりも大きかった場合をいう。
第2種兼業	
兼業の種類 自営業	水産加工業とは、水産動植物を主たる原料とする加工製造業をいい、水産動植物を自営以外から購入して加工製造するもの及び原料が自家生産物の場合でも、
水産加工業	

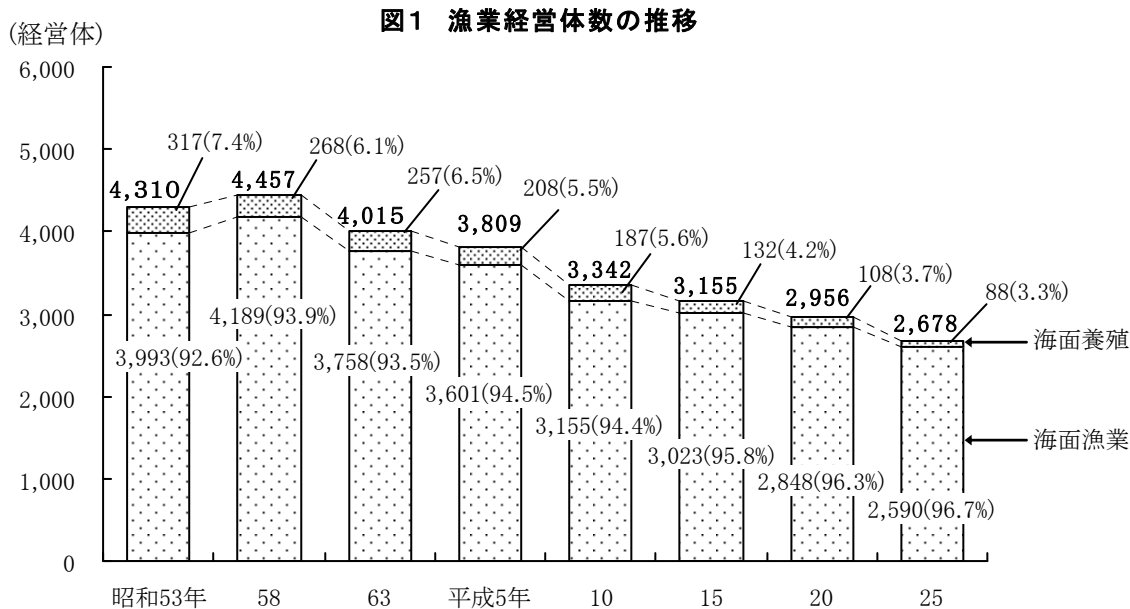
	<p>同一構内（屋敷内）に工場、作業場と認められるものがあり、その製造活動に専従の常時従業者（家族も含む。）を使用し、加工製造するものをいう。なお、藻類の素干し品のみを製造する場合は、水産加工業に含めない。</p>
民宿	<p>旅館業法（昭和23年法律第138号）に基づく旅館業の許可を得て、観光客等の第三者を宿泊させ、自ら生産した水産動植物や地域の食材をその使用割合の多寡にかかわらず用いた料理を提供し料金を得ている事業をいう。</p>
遊漁船業	<p>遊漁者から料金を徴収して、漁船、遊漁船等を使用して、遊漁者を漁場に案内し、釣りなどの方法により魚類その他の水産動植物を採捕させること（船釣り、瀬渡し等）をいう。なお、遊漁者を他の業者に斡旋する業務は遊漁船業に含めない。</p>
その他 勤め	<p>上記以外の自営業。 賃金報酬を得ることを目的として、雇われて仕事に従事した世帯員がいる場合をいう。</p>
基幹的漁業従事者	<p>個人経営体の世帯員のうち、満15歳以上で自営漁業の海上作業従事日数が最も多い者をいう。</p>
世代構成別	
一世代個人経営	<p>漁業を行った世帯員が「経営主のみ」、「経営主と配偶者のみ」及び「経営主の兄弟姉妹のみ」の世帯員構成で行う経営をいう。</p>
二世代個人経営	<p>一世代個人経営に「子」、「父母」、「祖父母」及び「孫」のうちいずれかを加えた世帯員構成で行う経営をいう。</p>
三世代等個人経営	<p>三世代等個人経営とは、一世代個人経営及び二世代個人経営以外の世帯員構成で行う経営をいう。</p>
自営漁業の後継者	<p>満15歳以上で過去1年間に漁業に従事した者のうち、将来自営漁業の経営主になる予定の者をいう。</p>
大海区	<p>海面漁業生産統計調査の表章単位で、全国の海域を9区分している。</p>

海面漁業経営体調査

1 漁業経営体

平成 25 年 11 月 1 日現在における本県の海面漁業の漁業経営体数は 2,678 経営体で、前回（平成 20 年調査。以下同じ。）に比べ 278 経営体（9.4%）減少した。（図 1）

〔 漁業経営体とは、過去 1 年間に利潤を得るため、生産物を販売することを目的として、海面において漁業を行った世帯又は事業所をいう。ただし過去 1 年間に漁業の海上作業を 30 日以上行わなかった世帯は除く。 〕



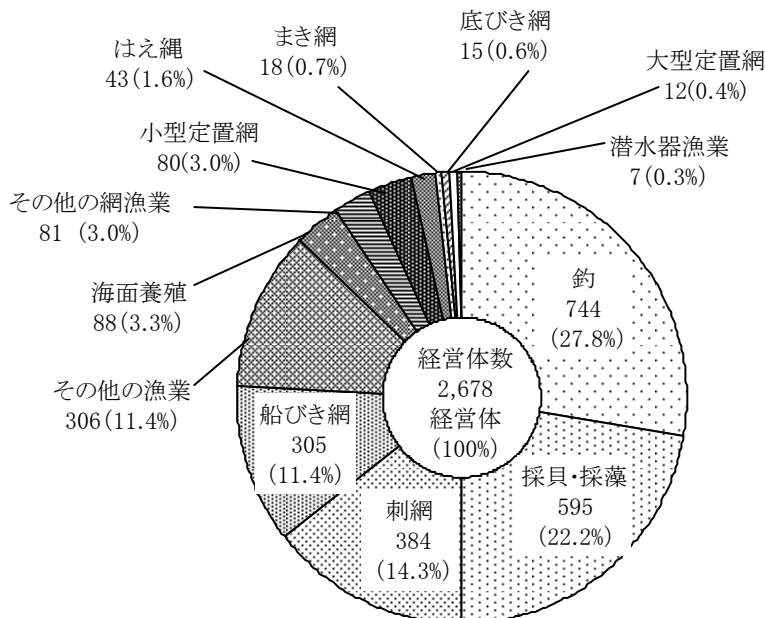
年	昭和58年	63	平成5年	10	15	20	25
対前回増減率 (%)	3.4	△9.9	△5.1	△12.3	△5.6	△6.3	△9.4

(1) 漁業種類別経営体数

主として営む漁業種類別に経営体数をみると、釣が 744 経営体（全漁業経営体数に占める割合 27.8%）と最も多く、次いで、採貝・採藻 595 経営体（同 22.2%）、刺網 384 経営体（同 14.3%）、船びき網 305 経営体（同 11.4%）の順となり、この 4 種で全体の 75.7%を占めている。

（図 2、第 1 表）

図 2 漁業種類別経営体数（構成比）



第1表 漁業種類別経営体数

区 分	平成15年		20		25		対前回 (25/20)		
	構成比		構成比		構成比		増減数	増減率	
計	経営体 3,155	% 100.0	経営体 2,956	% 100.0	経営体 2,678	% 100.0	経営体 △ 278	% △ 9.4	
底 び き 網	12	0.4	20	0.7	15	0.6	△ 5	△ 25.0	
船 び き 網	314	10.0	328	11.1	305	11.4	△ 23	△ 7.0	
ま き 網	21	0.7	21	0.7	18	0.7	△ 3	△ 14.3	
刺 網	543	17.2	458	15.5	384	14.3	△ 74	△ 16.2	
大 型 定 置 網	13	0.4	12	0.4	12	0.4	0	0.0	
小 型 定 置 網	130	4.1	103	3.5	80	3.0	△ 23	△ 22.3	
そ の 他 の 網 漁 業	268	8.5	160	5.4	81	3.0	△ 79	△ 49.4	
は え 縄	69	2.2	62	2.1	43	1.6	△ 19	△ 30.6	
釣	984	31.2	780	26.4	744	27.8	△ 36	△ 4.6	
潜 水 器 漁 業	46	1.5	6	0.2	7	0.3	1	16.7	
採 貝 ・ 採 藻	498	15.8	604	20.4	595	22.2	△ 9	△ 1.5	
そ の 他 の 漁 業	66	2.1	294	9.9	306	11.4	12	4.1	
地 び き 網	46	1.5	-	-	-	-	-	-	
敷 網	13	0.4	-	-	-	-	-	-	
計	132	4.2	108	3.7	88	3.3	△ 20	△ 18.5	
海 面 養 殖	ぶ り 類 養 殖	9	0.3	1	0.0	-	-	△ 1	-
	ま だ い 養 殖	29	0.9	19	0.6	8	0.3	△ 11	△ 57.9
	ひ ら め 養 殖	3	0.1	4	0.1	2	0.1	△ 2	△ 50.0
	そ の 他 の 魚 類 養 殖	14	0.4	6	0.2	10	0.4	4	66.7
	か き 養 殖	41	1.3	33	1.1	26	1.0	△ 7	△ 21.2
	わ か め 養 殖	12	0.4	12	0.4	14	0.5	2	16.7
の り 養 殖	24	0.8	33	1.1	28	1.0	△ 5	△ 15.2	

(2) 経営組織別経営体数

経営組織別に経営体数をみると、個人経営体は2,558経営体（全漁業経営体数に占める割合95.5%）で、前回に比べ243経営体（8.7%）減少、団体経営体は120経営体（同4.5%）で、前回に比べ35経営体（22.6%）減少した。（第2表）

第2表 経営組織別経営体数

区 分	平成15年		20		25		対前回 (25/20)	
	構成比		構成比		構成比		増減数	増減率
計	経営体 3,155	% 100.0	経営体 2,956	% 100.0	経営体 2,678	% 100.0	経営体 △ 278	% △ 9.4
個 人	2,991	94.8	2,801	94.8	2,558	95.5	△ 243	△ 8.7
団 体 経 営 体	164	5.2	155	5.2	120	4.5	△ 35	△ 22.6
会 社	86	2.7	75	2.5	77	2.9	2	2.7
漁 業 協 同 組 合	6	0.2	6	0.2	5	0.2	△ 1	△ 16.7
漁 業 生 産 組 合	5	0.2	4	0.1	4	0.1	0	0.0
共 同 経 営	63	2.0	69	2.3	34	1.3	△ 35	△ 50.7
そ の 他	4	0.1	1	0.0	-	-	△ 1	-

注：共同経営とは二人以上（法人を含む。）が漁船、漁網等の主要生産手段を共有し、漁業経営を共同で行ったものをいう。その他とは、漁業協同組合、漁業生産組合及び官公庁・学校・試験場（産業分類上漁業に分類されるもの）である。

(3) 経営体階層別経営体数

経営体階層別に経営体数をみると、沿岸漁業層及び中小漁業層は前回に比べ減少したが、大規模漁業層は増加した。(第3表)

〔経営体階層とは、漁業経営体が過去1年間に主として営んだ漁業種類又は過去1年間に使用した漁船のトン数により決定した区分である。〕

第3表 経営体階層別経営体数

区 分	平成15年		20		25		対前回 (25/20)	
	経営体	構成比	経営体	構成比	経営体	構成比	増減数	増減率
合 計	3,155	100.0	2,956	100.0	2,678	100.0	△ 278	△ 9.4
沿岸漁業層	2,775	88.0	2,625	88.8	2,386	89.1	△ 239	△ 9.1
計	2,775	88.0	2,625	88.8	2,386	89.1	△ 239	△ 9.1
漁船非使用	279	8.8	319	10.8	265	9.9	△ 54	△ 16.9
無動力漁船のみ	5	0.2	8	0.3	6	0.2	△ 2	△ 25.0
船外機付漁船	-	-	570	19.3	584	21.8	14	2.5
動力漁船1トン未満	776	24.6	231	7.8	206	7.7	△ 25	△ 10.8
動力漁船1～3トン未満	631	20.0	563	19.0	444	16.6	△ 119	△ 21.1
動力漁船3～5トン未満	536	17.0	485	16.4	415	15.5	△ 70	△ 14.4
動力漁船5～10トン未満	227	7.2	226	7.6	286	10.7	60	26.5
定置網	143	4.5	115	3.9	92	3.4	△ 23	△ 20.0
地びき網	46	1.5	-	-	-	-	-	-
海面養殖	132	4.2	108	3.7	88	3.3	△ 20	△ 18.5
中小漁業層	372	11.8	324	11.0	283	10.6	△ 41	△ 12.7
動力漁船10～30トン未満	306	9.7	275	9.3	238	8.9	△ 37	△ 13.5
動力漁船30～100トン未満	37	1.2	30	1.0	28	1.0	△ 2	△ 6.7
動力漁船100～200トン未満	10	0.3	5	0.2	6	0.2	1	20.0
動力漁船200～500トン未満	10	0.3	6	0.2	7	0.3	1	16.7
動力漁船500～1,000トン未満	9	0.3	8	0.3	4	0.1	△ 4	△ 50.0
大規模漁業層	8	0.3	7	0.2	9	0.3	2	28.6
動力漁船1,000トン以上	8	0.3	7	0.2	9	0.3	2	28.6

注：平成20年調査から、「動力漁船1トン未満」に整理されていた「船外機付漁船」を分離し、「地びき網」を使用漁船の規模ごとに判断することとなった。

ア 沿岸漁業層は2,386経営体（全漁業経営体数に占める割合89.1%）で、前回に比べ239経営体（9.1%）減少した。

経営体階層別にみると、動力漁船を使用する階層では動力漁船1～3トン階層が444経営体（同16.6%）で、前回に比べ119経営体（21.1%）減少、3～5トン階層が415経営体（同15.5%）で、前回に比べ70経営体（14.4%）減少した。（第3表、図3）

イ 中小漁業層は283経営体（同10.6%）で、前回に比べ41経営体（12.7%）減少した。

経営体階層別にみると、動力漁船10～30トン階層が238経営体（同8.9%）で、前回に比べ37経営体（13.5%）減少、30～100トン階層が28経営体（同1.0%）で、前回に比べ2経営体（6.7%）減少した。（第3表、図4）

ウ 大規模漁業層は9経営体（同0.3%）で、前回に比べ2経営体（28.6%）増加した。（第3表、図5）

図3 沿岸漁業層経営体数の推移

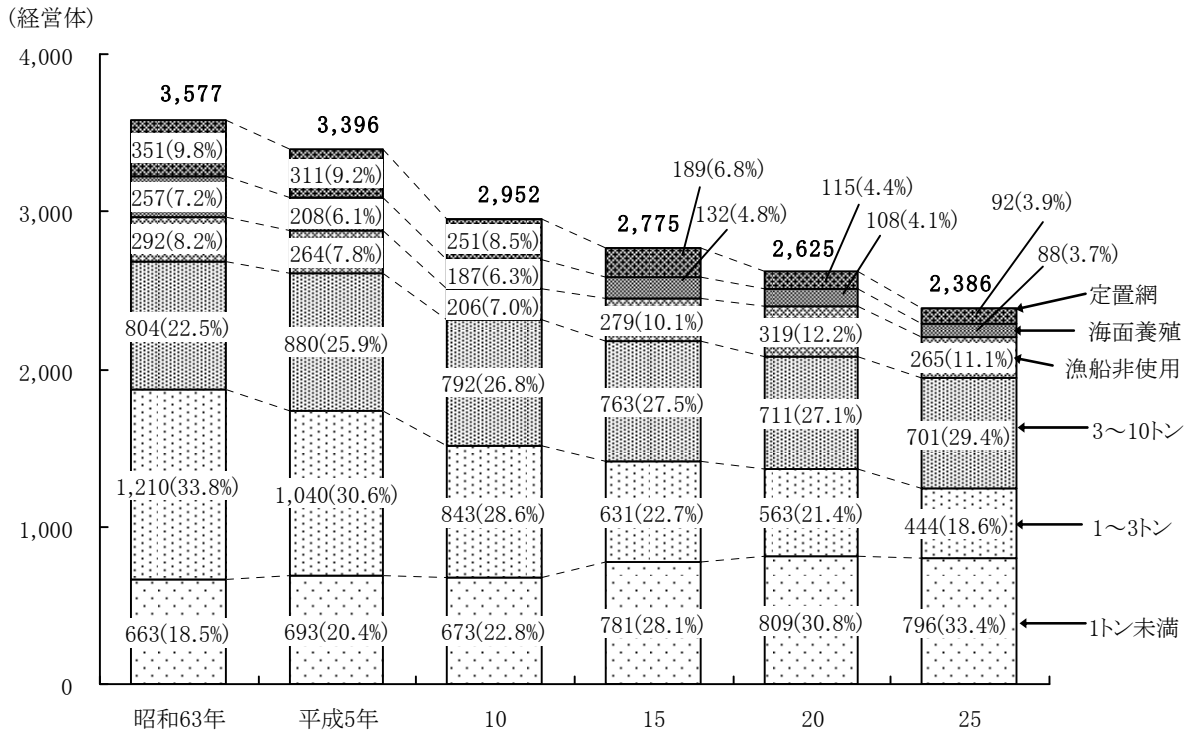
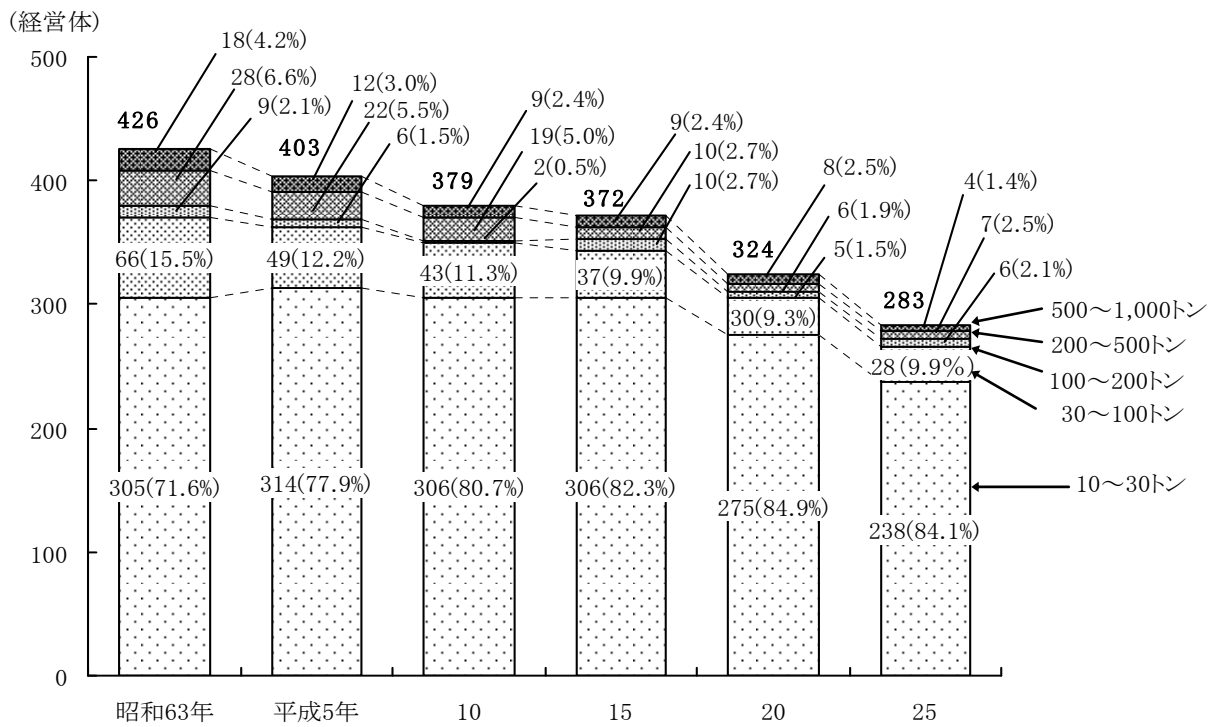
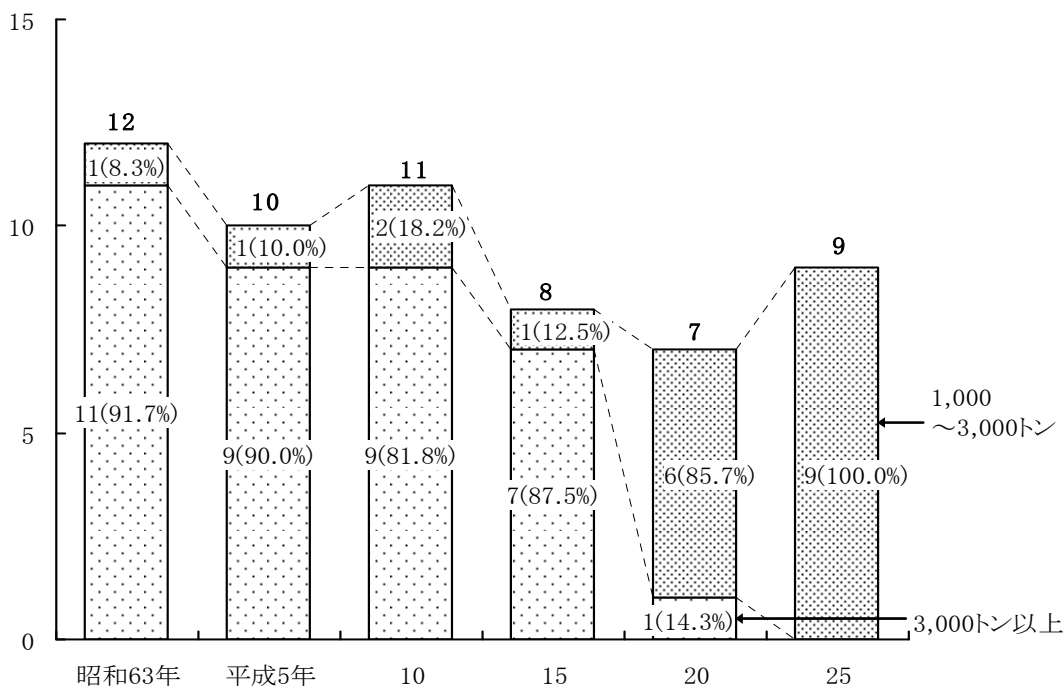


図4 中小漁業層経営体数の推移



(経営体)

図5 大規模漁業層経営体数の推移



(4) 漁獲物・収穫物の出荷先

漁獲物・収穫物の出荷先をみると、「漁協の市場又は荷さばき所」に出荷した漁業経営体数は2,347経営体（全漁業経営体数に占める割合87.6%）と最も多く、次いで、「漁協以外の卸売市場」346経営体（同12.9%）、「自家販売」214経営体（同8.0%）の順となっている。（第4表）

第4表 漁獲物・収穫物の出荷先別漁業経営体数（複数回答）

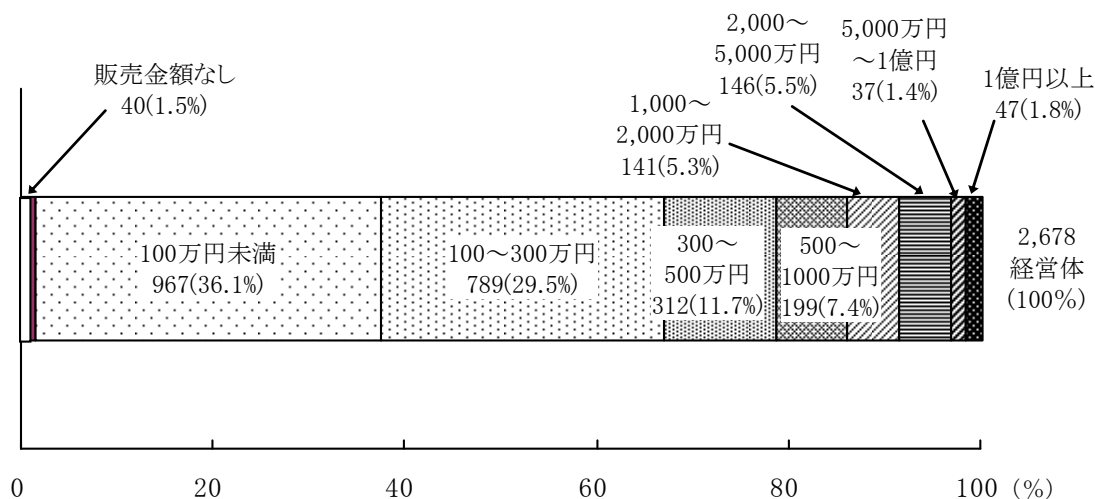
区分	平成20年		25		対前回（25/20）	
	経営体	構成比	経営体	構成比	増減数	増減率
計（実数）	2,956	100.0	2,678	100.0	△278	△9.4
漁協の市場又は荷さばき所	2,402	81.3	2,347	87.6	△55	△2.3
漁協以外の卸売市場	451	15.3	346	12.9	△105	△23.3
流通業者・加工業者	108	3.7	81	3.0	△27	△25.0
小売業者	146	4.9	107	4.0	△39	△26.7
生協	1	0.0	-	-	△1	-
直売所	36	1.2	12	0.4	△24	△66.7
自家販売	492	16.6	214	8.0	△278	△56.5
その他	168	5.7	134	5.0	△34	△20.2

注：複数回答項目であるため、計と内訳は一致しない。

(5) 漁獲物・収穫物の販売金額

漁獲物・収穫物の販売金額をみると、「100万円未満」の漁業経営体は967経営体（全漁業経営体数に占める割合36.1%）と最も多く、次いで、「100～300万円未満」789経営体（同29.5%）、「300～500万円未満」312経営体（同11.7%）の順となっている。（図6）

図6 漁獲物・収穫物の販売金額別漁業経営体数割合



2 個人経営体

(1) 専業別経営体数

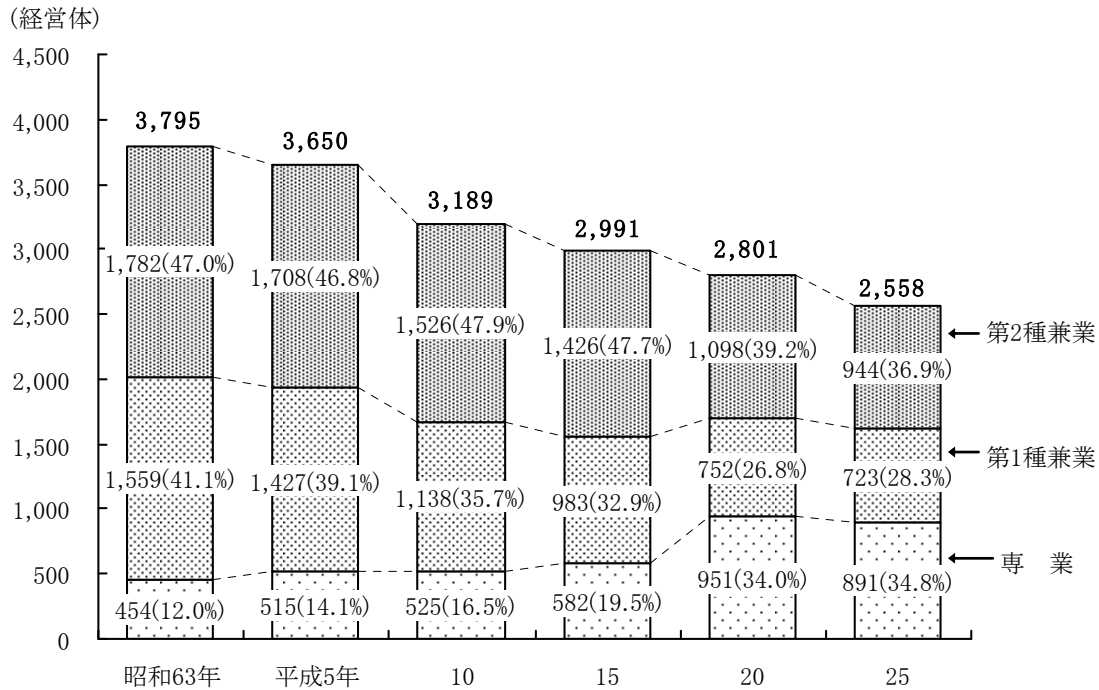
個人経営体を専業別にみると、専業が891経営体（全個人経営体数に占める割合34.8%）、第1種兼業が723経営体（同28.3%）、第2種兼業が944経営体（同36.9%）で、前回に比べ、それぞれ6.3%、3.9%、14.0%減少した。（第5表、図7）

- ・専業：過去1年間の収入が自営漁業からのみあった場合。
- ・第1種兼業：過去1年間の収入が自営漁業以外からもあり、かつ、自営漁業からの収入がそれ以外の仕事からの収入より多い場合
- ・第2種兼業：過去1年間の収入が自営漁業以外からもあり、かつ、それ以外の仕事からの収入が自営漁業からの収入より多い場合

第5表 専業別個人経営体数

区分	平成15年		20		25		対前回 (25/20)	
	経営体数	構成比 (%)	経営体数	構成比 (%)	経営体数	構成比 (%)	増減数	増減率 (%)
計	2,991	100.0	2,801	100.0	2,558	100.0	△ 243	△ 8.7
専業	582	19.5	951	34.0	891	34.8	△ 60	△ 6.3
兼業	2,409	80.6	1,850	66.0	1,667	65.2	△ 183	△ 9.9
第1種兼業	983	32.9	752	26.8	723	28.3	△ 29	△ 3.9
第2種兼業	1,426	47.7	1,098	39.2	944	36.9	△ 154	△ 14.0

図7 専業別個人経営体数の推移



(2) 個人経営体の兼業状況

個人経営体の兼業状況をみると、勤めている世帯員のいる経営体が 914 経営体（全個人経営体数に占める割合 35.7%）と最も多くなっている。

漁業以外の自営業では、水産加工場を兼業した経営体が 38 経営体（同 1.5%）であった。

また、民宿を兼業した経営体は 119 経営体（同 4.7%）で、過去 1 年間の延べ利用者数は 63,771 人、遊漁船業を兼業した経営体は 348 経営体（同 13.6%）で、同 96,469 人であった。（第 6 表）

第 6 表 兼業種類別個人経営体数と民宿及び遊漁船の利用者数

区 分	経営体数		過去 1 年間の 延べ利用者数
	経営体	構成比	
個 人 経 営 体	2,558	100.0	-
自 営 業 (実 数)	1,667	65.2	-
水 産 加 工 場	38	1.5	-
民 宿	119	4.7	63,771
遊 漁 船 業	348	13.6	96,469
そ の 他	578	22.6	-
勤 め	914	35.7	-

(3) 基幹的漁業従事者の性別、年齢別経営体数

基幹的漁業従事者を性別にみると、男子は 2,496 経営体（全個人経営体数に占める割合 97.6%）で、前回に比べ 239 経営体（8.7%）減少、女子は 60 経営体（同 2.3%）で、前回に比べ 6 経営体（9.1%）減少した。

男子の年齢別構成割合をみると、65 歳以上の年齢階層の割合が 47.4%となり、前回に比べ 0.9 ポイント増加した。（第 7 表）

〔基幹的漁業従事者とは、満 15 歳以上で自営漁業の海上作業従事日数が最も多い者をいう。〕

第 7 表 基幹的漁業従事者の性別・年齢別個人経営体数

区 分	平成20年		25		対前回（25/20）	
	経営体数	構成比	経営体数	構成比	増減数	増減率
計	2,801	100.0	2,558	100.0	△ 243	△ 8.7
海上作業従事者がいる	2,801	100.0	2,556	99.9	△ 245	△ 8.7
基幹的漁業従事者が男子	2,735	97.6	2,496	97.6	△ 239	△ 8.7
30 歳 未 満	72	2.6	61	2.4	△ 11	△ 15.3
30 歳 以上 35 歳 未 満	57	2.0	80	3.1	23	40.4
35 歳 以上 40 歳 未 満	82	2.9	86	3.4	4	4.9
40 歳 以上 45 歳 未 満	134	4.8	121	4.7	△ 13	△ 9.7
45 歳 以上 50 歳 未 満	171	6.1	155	6.1	△ 16	△ 9.4
50 歳 以上 55 歳 未 満	222	7.9	203	7.9	△ 19	△ 8.6
55 歳 以上 60 歳 未 満	328	11.7	241	9.4	△ 87	△ 26.5
60 歳 以上 65 歳 未 満	366	13.1	337	13.2	△ 29	△ 7.9
65歳以上計	1,303	46.5	1,212	47.4	△ 91	△ 7.0
65 歳 以上 70 歳 未 満	392	14.0	360	14.1	△ 32	△ 8.2
70 歳 以上 75 歳 未 満	475	17.0	343	13.4	△ 132	△ 27.8
75 歳 以 上	436	15.6	509	19.9	73	16.7
基幹的漁業従事者が女子	66	2.4	60	2.3	△ 6	△ 9.1
海上作業従事者がいない	-	-	2	0.1	2	-

(4) 自営漁業の後継者の有無別経営体数

自営漁業の後継者のいる個人経営体数は 332 経営体（全個人経営体数に占める割合 13.0%）で、前回に比べ 99 経営体（23.0%）減少した。

後継者のいる個人経営体の割合を経営体階層別にみると、沿岸漁業層は 10.0%、中小漁業層 43.8%と、前回に比べそれぞれ 2.6 ポイント、4.2 ポイント減少した。

また、個人経営体の大半を占める沿岸漁業層のうち、海面養殖業の後継者のいる個人経営体の割合は 17.5%と、前回に比べ 2.9 ポイント増加、漁船漁業等は 9.7%と、前回に比べ 2.8 ポイント減少した。（第 8 表）

〔後継者とは「満 15 歳以上で、過去 1 年間に漁業に従事した者のうち、将来自営漁業の経営主になる予定の者であり、世帯員に限らず将来経営主になる予定の者を含む後継者とした。〕

第8表 後継者の有無別個人経営体数

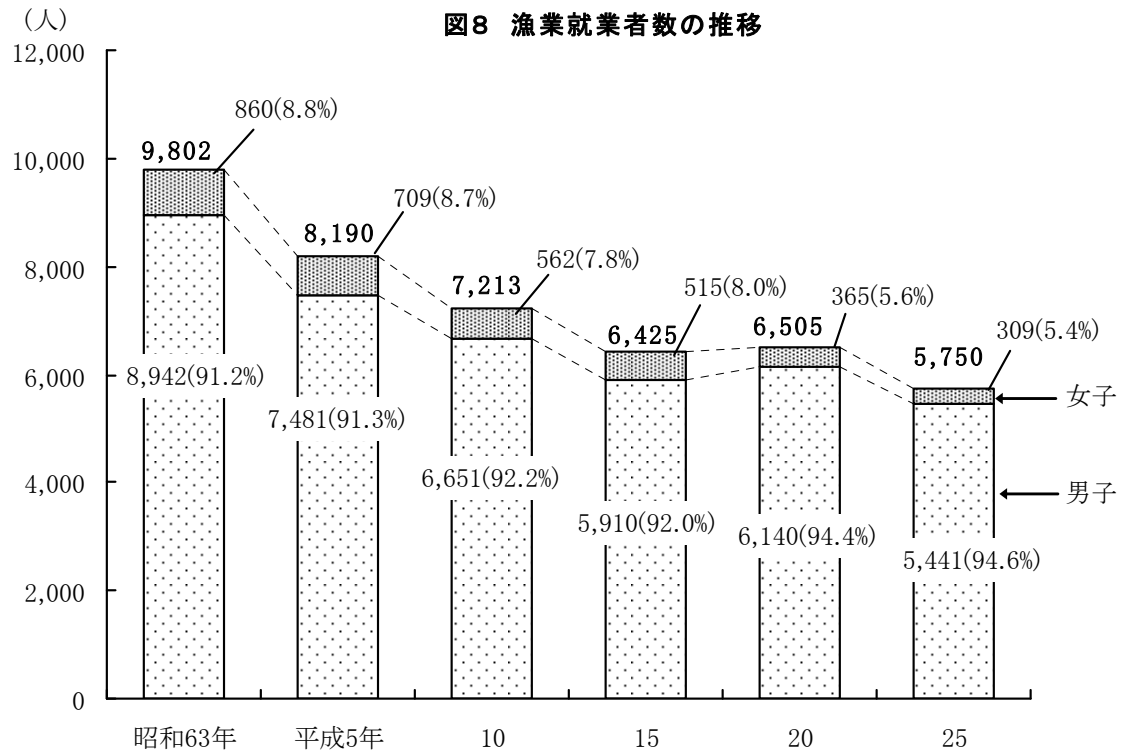
区 分	平成20年	うち後継者あり		25	うち後継者あり		後継者あり経営体 対前回 (25/20)	
		経営体	割合		経営体	割合	増減数	増減率
計	2,801	431	15.4	2,558	332	13.0	△ 99	△ 23.0
沿岸漁業層	2,578	324	12.6	2,332	233	10.0	△ 91	△ 28.1
漁船漁業等	2,482	310	12.5	2,252	219	9.7	△ 91	△ 29.4
海面養殖	96	14	14.6	80	14	17.5	0	0.0
中小漁業層	223	107	48.0	226	99	43.8	△ 8	△ 7.5
大規模漁業層	-	-	-	-	-	-	-	-

3 漁業就業者

(1) 漁業就業者数

漁業就業者数は5,750人で、前回に比べ755人(11.6%)減少した。(図8)

(漁業就業者とは、満15歳以上で過去1年間に漁業の海上作業に30日以上従事した者をいう。)



(2) 自営・雇われ別漁業就業者数

漁業就業者のうち、個人経営体の自営漁業のみに従事した人は2,701人で、前回に比べ315人(10.4%)減少、雇われて漁業の仕事をした者は3,049人で、前回に比べ440人(12.6%)減少した。(第9表)

第9表 自営・雇われ別漁業就業者数

区 分	平成20年		25		対前回(25/20)	
	人	%	人	%	増減数	増減率
漁業就業者	6,505	100.0	5,750	100.0	△755	△11.6
自営漁業のみに従事	3,016	46.4	2,701	47.0	△315	△10.4
漁業雇われ	3,489	53.6	3,049	53.0	△440	△12.6
うち調査客体と同じ市町村に居住している者 1)	2,689	41.3	2,367	41.2	△322	△12.0
うち漁業雇われのみ 2)	2,306	35.4	1,959	34.1	△347	△15.0

「自営漁業のみに従事」とは自営漁業のみに従事し、共同経営の漁業及び雇われての漁業には従事していないものをいう。

「漁業雇われ」とは、過去1年間に賃金報酬を得ることを目的に漁業雇われで作業した者で、自家漁業を行いながら雇われて漁業の仕事をしている者を含む。

1) 調査を行った経営体と同じ市区町村(沿海市区町村)に居住している人の数である。

2) 1)から自営漁業に従事した人を除いた値である。

(3) 新規就業者数

新規就業者は52人で、うち個人経営体の自営漁業のみの者は17人であった。(第10表)

第10表 新規就業者数

区 分	新規就業者数	
	人	%
計	52	100.0
個人経営体の自営漁業のみ	17	32.7
漁業雇われ	35	67.3

新規就業者とは、過去1年間に、漁業で恒常的な収入を得ることを目的に主として漁業に従事した人で、

①新たに漁業を始めた人

②他の仕事が主であったが漁業が主となった人、

③普段の状態が仕事を主としていなかったが、漁業が主となった人 のいずれかに該当する人をいう。

なお「個人経営体の自営漁業のみ」については、前述のうち海上作業に30日以上従事した者を新規就業者とした。

(4) 性別・年齢別漁業就業者数

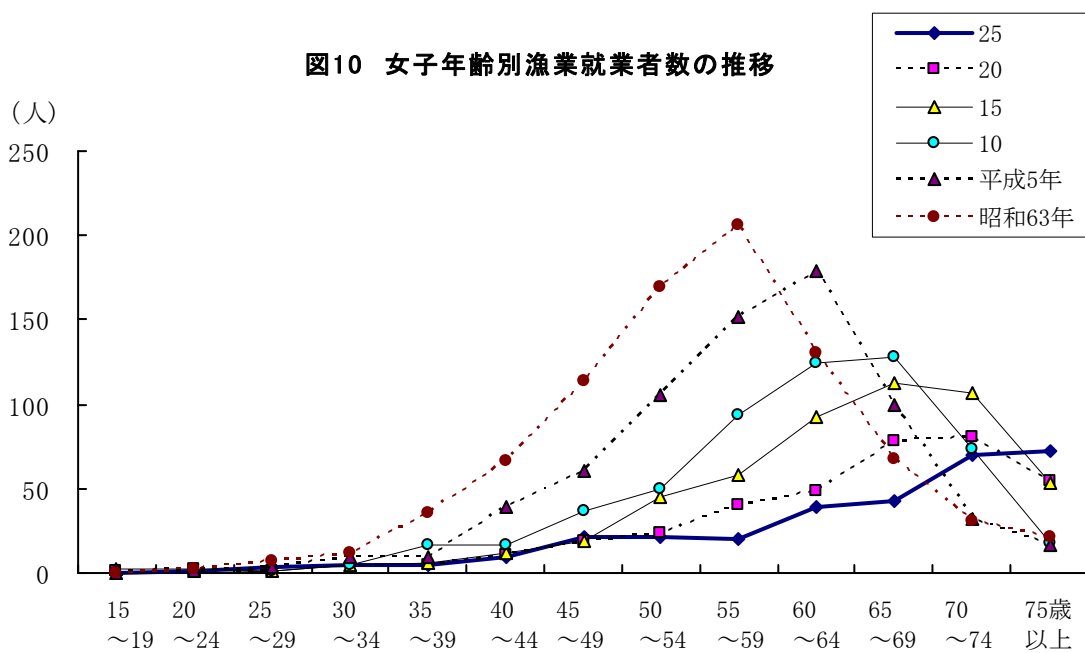
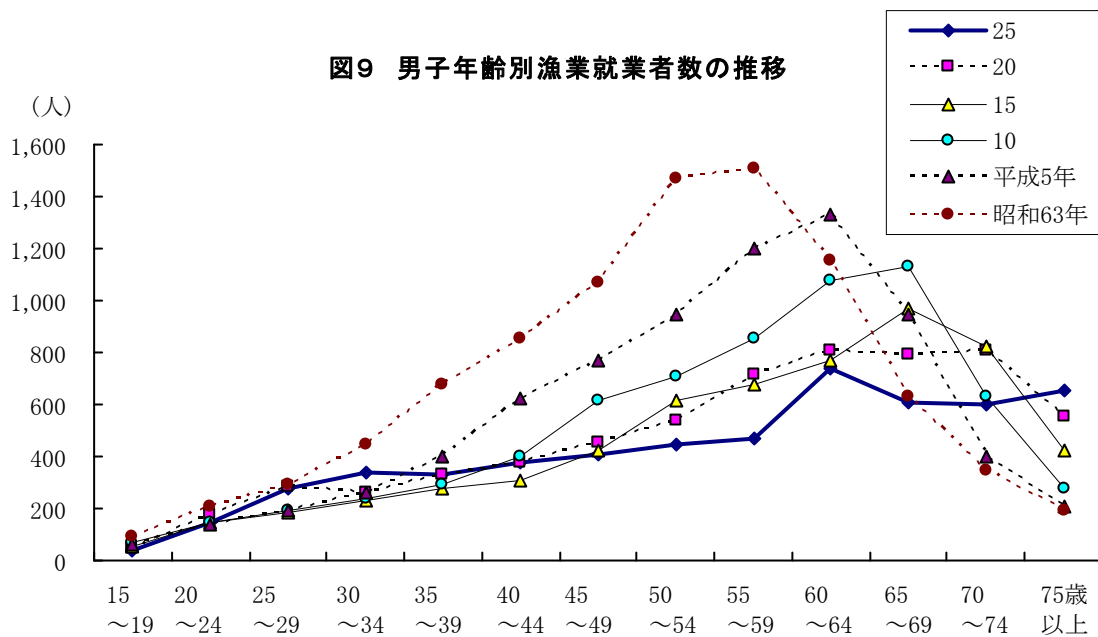
漁業就業者数を性別にみると、男子は5,441人（全漁業就業者数に占める割合94.6%）、女子は309人（同5.4%）で、前回に比べそれぞれ11.4%、15.3%と減少した。

年齢階層別にみると、全漁業就業者数に占める男子の65歳以上就業者の割合は32.4%で、前回に比べ0.7ポイント減、女子は3.2%で、前回に比べ0.1ポイント減となった。

（第11表、図9、図10）

第11表 性別・年齢区分別漁業就業者数

区 分	昭和63年	平成5年	10	15	20		25		対前回 (25/20)		
					人	構成比	人	構成比	増減数	増減率	
合 計	9,802	8,190	7,213	6,425	6,505	100.0	5,750	100.0	△ 755	△ 11.6	
計	8,942	7,481	6,651	5,910	6,140	94.4	5,441	94.6	△ 699	△ 11.4	
男	15～19歳	96	63	70	52	45	0.7	42	0.7	△ 3	△ 6.7
	20～24歳	208	140	143	149	179	2.8	144	2.5	△ 35	△ 19.6
	25～29歳	295	192	194	182	281	4.3	275	4.8	△ 6	△ 2.1
	30～34歳	444	264	242	232	264	4.1	338	5.9	74	28.0
	35～39歳	677	403	294	276	329	5.1	328	5.7	△ 1	△ 0.3
	40～44歳	854	623	402	311	377	5.8	380	6.6	3	0.8
	45～49歳	1,069	768	619	425	451	6.9	408	7.1	△ 43	△ 9.5
	50～54歳	1,472	946	711	618	539	8.3	449	7.8	△ 90	△ 16.7
	55～59歳	1,511	1,197	857	678	713	11.0	472	8.2	△ 241	△ 33.8
	60～64歳	1,157	1,327	1,077	770	811	12.5	740	12.9	△ 71	△ 8.8
65歳以上計	1,159	1,558	2,042	2,217	2,151	33.1	1,865	32.4	△ 286	△ 13.3	
子	65～69歳	627	948	1,129	969	791	12.2	611	10.6	△ 180	△ 22.8
	70～74歳	343	401	634	823	808	12.4	600	10.4	△ 208	△ 25.7
	75歳以上	189	209	279	425	552	8.5	654	11.4	102	18.5
	計	860	709	562	515	365	5.6	309	5.4	△ 56	△ 15.3
女	15～19歳	-	-	-	2	1	0.0	-	-	△ 1	-
	20～24歳	2	1	-	2	2	0.0	1	0.0	△ 1	△ 50.0
	25～29歳	7	3	1	1	1	0.0	3	0.1	2	200.0
	30～34歳	12	9	5	5	-	0.0	5	0.1	5	-
	35～39歳	35	10	16	6	5	0.1	5	0.1	0	0.0
	40～44歳	66	39	16	12	11	0.2	9	0.2	△ 2	△ 18.2
	45～49歳	114	61	37	19	19	0.3	21	0.4	2	10.5
	50～54歳	169	106	50	45	24	0.4	21	0.4	△ 3	△ 12.5
	55～59歳	206	152	94	58	40	0.6	20	0.3	△ 20	△ 50.0
	60～64歳	130	179	124	93	49	0.8	39	0.7	△ 10	△ 20.4
65歳以上計	119	149	219	272	213	3.3	185	3.2	△ 28	△ 13.1	
子	65～69歳	67	100	128	112	78	1.2	43	0.7	△ 35	△ 44.9
	70～74歳	31	32	73	107	81	1.2	70	1.2	△ 11	△ 13.6
	75歳以上	21	17	18	53	54	0.8	72	1.3	18	33.3
	計	119	149	219	272	213	3.3	185	3.2	△ 28	△ 13.1



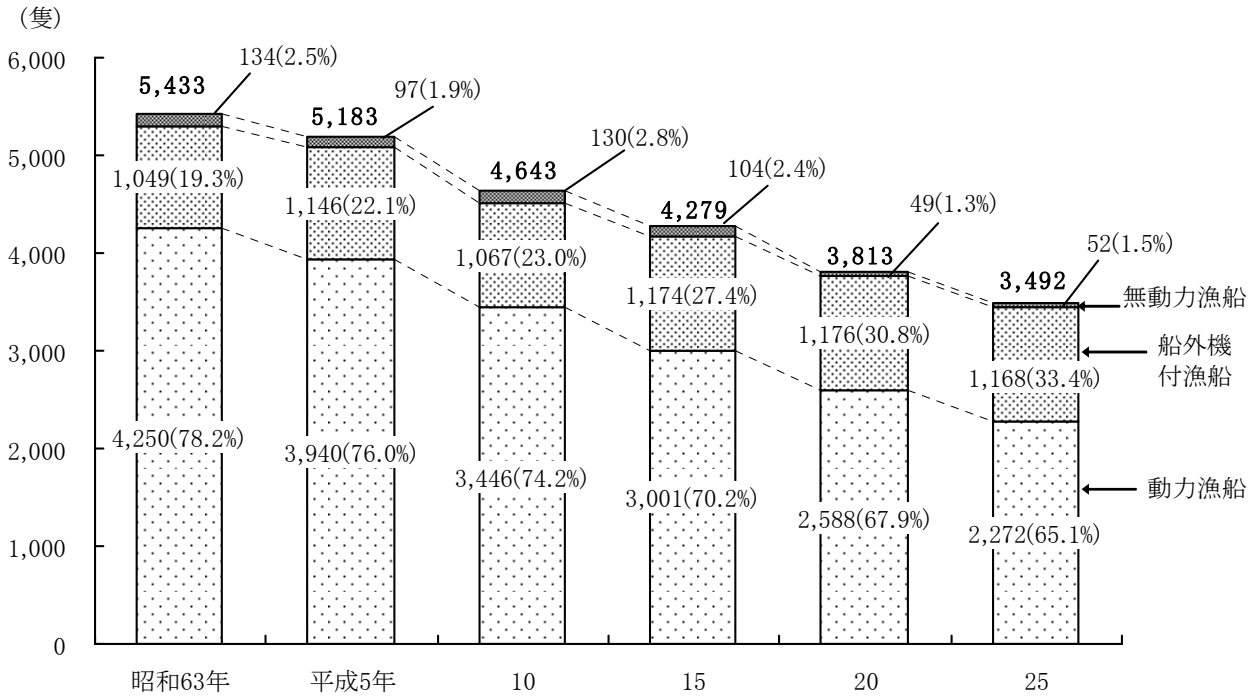
4 漁船

漁業経営体が過去1年間に漁業生産に使用し、調査期日現在保有している漁船の総隻数は3,492隻で、前回に比べ321隻(8.4%)減少した。

漁船隻数を規模別にみると、無動力漁船が52隻(全漁船隻数数に占める割合1.5%)、船外機付漁船が1,168隻(同33.4%)、動力漁船が2,272隻(同65.1%)で、前回に比べ船外機付漁船と動力漁船がそれぞれ0.7%、12.2%減少し、無動力漁船は6.1%増加した。

動力漁船をトン数規模別にみると、10~30トン未満、100~200トン未満及び500~1,000トン未満の階層で増加し、それ以外の階層では減少した。(図11、第12表)

図11 漁船隻数の推移



第12表 規模別漁船隻数

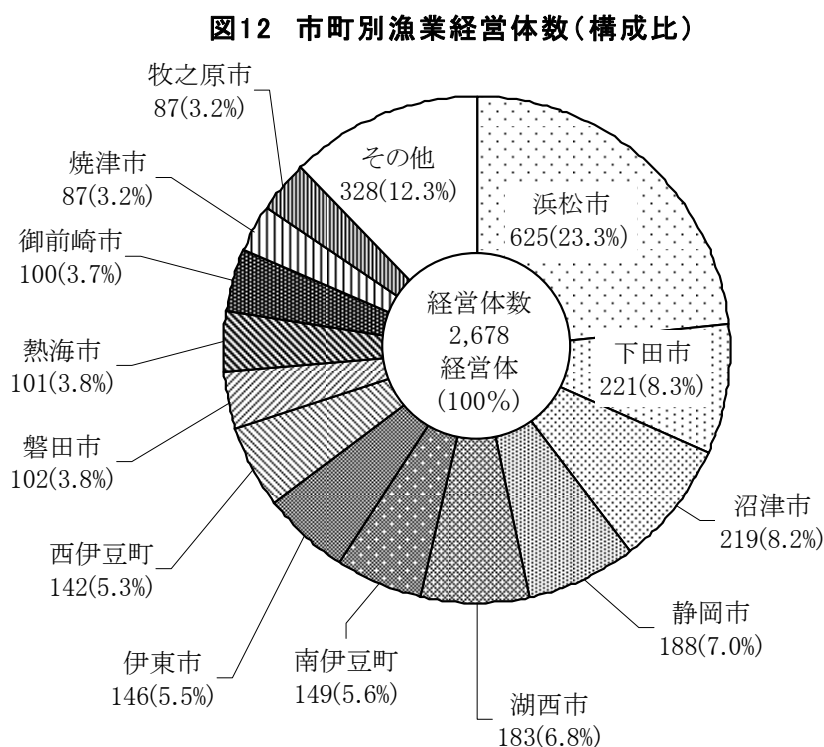
区 分	平成15年		20		25		対前回 (25/20)	
	隻	構成比 %	隻	構成比 %	隻	構成比 %	増減数	増減率 %
計	4,279	100.0	3,813	100.0	3,492	100.0	△ 321	△ 8.4
無動力漁船	104	2.4	49	1.3	52	1.5	3	6.1
船外機付漁船	1,174	27.4	1,176	30.8	1,168	33.4	△ 8	△ 0.7
動力漁船	3,001	70.1	2,588	67.9	2,272	65.1	△ 316	△ 12.2
1トン未満	419	9.8	314	8.2	288	8.2	△ 26	△ 8.3
1～3トン未満	893	20.9	736	19.3	587	16.8	△ 149	△ 20.2
3～5トン未満	674	15.8	588	15.4	517	14.8	△ 71	△ 12.1
5～10トン未満	771	18.0	725	19.0	661	18.9	△ 64	△ 8.8
10～30トン未満	154	3.6	144	3.8	147	4.2	3	2.1
30～100トン未満	23	0.5	18	0.5	16	0.5	△ 2	△ 11.1
100～200トン未満	6	0.1	6	0.2	9	0.3	3	50.0
200～500トン未満	60	1.4	57	1.5	45	1.3	△ 12	△ 21.1
500～1,000トン未満	1	0.0	-	0.0	2	0.1	2	-

5 市町の状況

(1) 漁業経営体数

漁業経営体数は、浜松市が 625 経営体（全漁業経営体数に占める割合 23.3%）で最も多く、次いで、下田市 221 経営体（同 8.3%）、沼津市 219 経営体（同 8.2%）、静岡市 188 経営体（同 7.0%）、湖西市 183 経営体（同 6.8%）の順となった。

前回に比べ増加した主な市町は、下田市（35 経営体、18.8%増）、熱海市（12 経営体、13.5%増）、減少した主な市町は、掛川市（12 経営体、48.0%減）、御前崎市（47 経営体、32.0%減）、牧之原市（31 経営体、26.3%減）となった。（図 12、第 13 表）

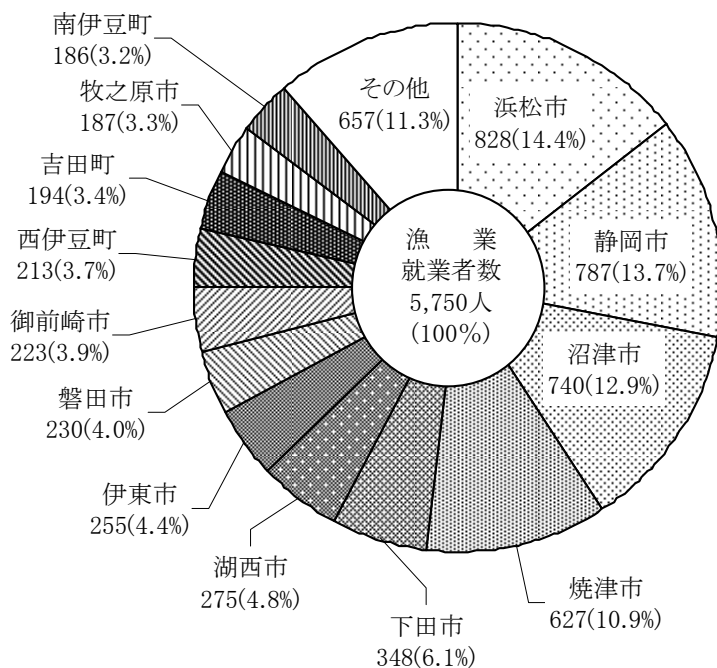


(2) 漁業就業者数

漁業就業者数は、浜松市が 828 人（全漁業就業者数に占める割合 14.4%）と最も多く、次いで、静岡市 787 人（同 13.7%）、沼津市 740 人（同 12.9%）、焼津市 627 人（同 10.9%）の順となった。

前回に比べ増加した主な市町は、熱海市（47 人、35.6%増）、下田市（17 人、5.1%増）、減少した主な市町は、松崎町（29 人、32.2%減）、御前崎市（102 人、31.4%減）、南伊豆町（42 人、18.4%減）、焼津市（140 人、18.3%減）となった。（図 13、第 14 表）

図13 市町別漁業就業者数(構成比)

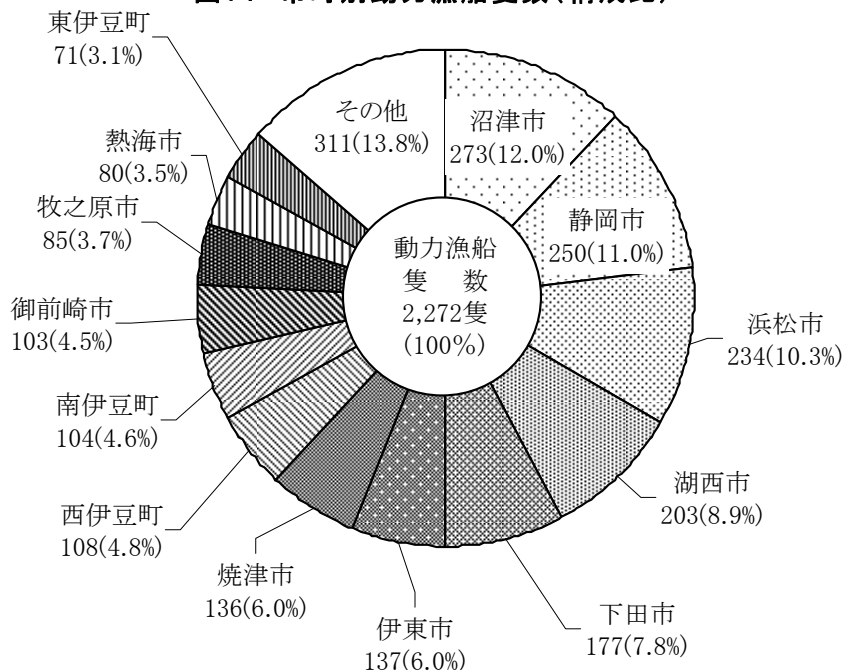


(3) 動力漁船隻数

動力漁船隻数は、沼津市が273隻(全漁船隻数に占める割合12.0%)で最も多く、次いで、静岡市250隻(同11.0%)、浜松市234隻(同10.3%)、湖西市203隻(同8.9%)、下田市177隻(同7.8%)の順となった。

前回に比べ増加した主な市町は、熱海市(16隻、25.0%増)、東伊豆町(9隻、14.5%増)、河津町(2隻、8.7%増)、減少した主な市町は、浜松市(102隻、30.4%減)、焼津市(43隻、24.0%減)、牧之原市(25隻、22.7%減)となった。(図14、第15表)

図14 市町別動力漁船隻数(構成比)



第13表 市町別漁業経営体数

市 町	漁 業 経 営 体 数				
	平成20年	25	対前回 (25/20)		
			構成比	増減数	増減率
計	経営体 2,956	経営体 2,678	% 100.0	経営体 △ 278	% △ 9.4
静岡市	198	188	7.0	△ 10	△ 5.1
浜松市	701	625	23.3	△ 76	△ 10.8
沼津市	259	219	8.2	△ 40	△ 15.4
熱海市	89	101	3.8	12	13.5
伊東市	129	146	5.5	17	13.2
富士市	72	69	2.6	△ 3	△ 4.2
磐田市	112	102	3.8	△ 10	△ 8.9
焼津市	109	87	3.2	△ 22	△ 20.2
掛川市	25	13	0.5	△ 12	△ 48.0
袋井市	2	2	0.1	0	0.0
下田市	186	221	8.3	35	18.8
湖西市	175	183	6.8	8	4.6
伊豆市	60	56	2.1	△ 4	△ 6.7
御前崎市	147	100	3.7	△ 47	△ 32.0
牧之原市	118	87	3.2	△ 31	△ 26.3
東伊豆町	76	72	2.7	△ 4	△ 5.3
河津町	31	27	1.0	△ 4	△ 12.9
南伊豆町	183	149	5.6	△ 34	△ 18.6
松崎町	74	59	2.2	△ 15	△ 20.3
西伊豆町	175	142	5.3	△ 33	△ 18.9
吉田町	35	30	1.1	△ 5	△ 14.3

第14表 市町別漁業就業者数

市 町	漁 業 就 業 者 数				
	平成20年	25	対前回 (25/20)		
			構成比	増減数	増減率
計	人 6,505	人 5,750	% 100.0	人 △ 755	% △ 11.6
静岡市	865	787	13.7	△ 78	△ 9.0
浜松市	937	828	14.4	△ 109	△ 11.6
沼津市	870	740	12.9	△ 130	△ 14.9
熱海市	132	179	3.1	47	35.6
伊東市	274	255	4.4	△ 19	△ 6.9
富士市	168	162	2.8	△ 6	△ 3.6
磐田市	246	230	4.0	△ 16	△ 6.5
焼津市	767	627	10.9	△ 140	△ 18.3
掛川市	x	x	x	x	x
袋井市	x	x	x	x	x
下田市	331	348	6.1	17	5.1
湖西市	295	275	4.8	△ 20	△ 6.8
伊豆市	76	71	1.2	△ 5	△ 6.6
御前崎市	325	223	3.9	△ 102	△ 31.4
牧之原市	216	187	3.3	△ 29	△ 13.4
東伊豆町	109	107	1.9	△ 2	△ 1.8
河津町	64	59	1.0	△ 5	△ 7.8
南伊豆町	228	186	3.2	△ 42	△ 18.4
松崎町	90	61	1.1	△ 29	△ 32.2
西伊豆町	260	213	3.7	△ 47	△ 18.1
吉田町	222	194	3.4	△ 28	△ 12.6

第15表 市町別動力漁船隻数

市 町	動 力 漁 船 隻 数				
	平成20年	25	対前回 (25/20)		
			構成比	増減数	増減率
計	隻	隻	%	隻	%
計	2,588	2,272	100.0	△ 316	△ 12.2
静岡市	275	250	11.0	△ 25	△ 9.1
浜松市	336	234	10.3	△ 102	△ 30.4
沼津市	323	273	12.0	△ 50	△ 15.5
熱海市	64	80	3.5	16	25.0
伊東市	145	137	6.0	△ 8	△ 5.5
富士市	71	70	3.1	△ 1	△ 1.4
磐田市	70	66	2.9	△ 4	△ 5.7
焼津市	179	136	6.0	△ 43	△ 24.0
掛川市	x	x	x	x	x
袋井市	x	x	x	x	x
下田市	171	177	7.8	6	3.5
湖西市	206	203	8.9	△ 3	△ 1.5
伊豆市	26	21	0.9	△ 5	△ 19.2
御前崎市	131	103	4.5	△ 28	△ 21.4
牧之原市	110	85	3.7	△ 25	△ 22.7
東伊豆町	62	71	3.1	9	14.5
河津町	23	25	1.1	2	8.7
南伊豆町	112	104	4.6	△ 8	△ 7.1
松崎町	59	53	2.3	△ 6	△ 10.2
西伊豆町	138	108	4.8	△ 30	△ 21.7
吉田町	78	69	3.0	△ 9	△ 11.5

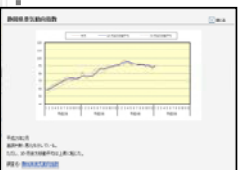
静岡県統計情報ホームページ「統計センターしずおか」 あなたの知りたい統計データがあります♪

しずおか 統計 検索

URL <http://toukei.pref.shizuoka.jp/>

☺ 注目ポイント
「キーワード」
「分野」
「調査名・資料」
3つの方法から検索
できます。

☺ 注目ポイント
県内の主要統計指
標をグラフで閲覧
できます。



☺ 注目ポイント
スマートフォン版
でも公開していま
す。

☺ 注目ポイント
統計から見て、静岡
県が日本一のもの集
めた「Myしずおか日
本一」も、あります。

静岡県のさまざまな統計情報を掲載！
— 皆様からのアクセスをお待ちしております。 —

2013 年漁業センサス結果報告書
海面漁業調査（漁業経営体調査）
静岡県結果報告

平成 27 年3月発行

編集者 静岡県企画広報部情報統計局統計調査課

発行者 静岡県企画広報部情報統計局統計調査課

〒420-8601 静岡市葵区追手町9番6号

TEL 054-221-2245、2246

FAX 054-221-3609